

令和8年 4月10日

保護者各位

宮古島市立北小学校  
校長 呉屋 武志  
(公印省略)

## 学校におけるスマートフォン・携帯電話の禁止について（周知）

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のことと拝察申し上げます。今年度も本校の教育活動にご理解とご支援をいただきますようお願い申し上げます。

さて、最近の急速な情報システムの普及に伴い、子供の携帯電話所持も増えている中、学校におけるスマートフォン・携帯電話の持ち込みについて改めて共通理解を図りたいと思います。学校では、学用品以外の持ち込みは禁止されているため、携帯電話もこの中に含まれると考えます。

つきましては、本校における携帯電話等の持ち込みについて、下記のとおり取り扱うことといたしました。学校教育活動の円滑な運営とネット社会における子供の安全確保について、ご理解とご協力をお願いします。

記

児童生徒の学校における携帯電話の取扱いに関する方針等

携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みについては、原則禁止とすべきであること。（文部科学省初等中等教育局児童生徒課）

## 携帯電話の持ち込みに関する確認事項

- ①学校への携帯電話・スマートフォンの持ち込みは、**原則禁止**とする。
- ②家族間の必要な連絡は、学校の公衆電話（テレホンカード・10円）を利用する。
- ③諸事情により児童に携帯電話を所持させることを希望する保護者は、「携帯電話の校内持ち込み許可」を申請してください。

この件についての問い合わせ  
北小 教頭 近藤 崇士  
TEL：72-3025